

残高証明書継続（定期）発行取扱規定

1. （残高証明書の継続（定期）発行の受付）

- （１）お客さまからあらかじめ「残高証明書継続発行兼預金口座振替依頼書（以下、「継続発行依頼書」という。）」の提出を受けて、その契約内容にもとづき残高証明書を発行します。
- （２）継続発行依頼書の提出をもって、残高証明書の発行の都度、お客さまから残高証明書発行依頼書を提出いただくことを省略します。
- （３）残高証明書の発行期間は定めず、指定日の残高証明書を継続発行します。
- （４）残高証明書は、「継続発行依頼書」に記載の交付方法により交付します。

2. （発行手数料）

- （１）残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金により、残高証明書証明日の属する月の翌月に依頼書によりお届けいただいた指定口座から引落しします。以後、本「継続発行依頼書」の契約期間中は同様とします。
- （２）前項の指定口座からの引落は、当座勘定規定・普通預金規定等にかかわらず払戻請求書等の提出をいただくことなく、当金庫所定の方法により引き落とします。
- （３）発行手数料は金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初の残高証明書発行時から適用します。

3. （発行の中止・変更）

- （１）残高証明書の継続発行を中止する場合や「継続発行依頼書」に記載した依頼内容を変更する場合は、当金庫所定の方法によりお届けください。

4. （証明書の交付、引渡し）

- （１）郵送扱いは、お客さまの届出住所に郵送します。店頭扱い（取引店窓口での引渡し）は、発行後１ヶ月以内に残高証明書をお受取りください。前記の期間を経過したものは廃棄処分いたします。これによる残高証明書の再発行はいたしません。
- （２）残高証明書の対象となる口座が解約等になっても、残高証明書継続発行停止の申出がない場合は残高「０円」として残高証明書を継続して発行します。

5. （解約等）

- （１）本契約はお客さまの申出によりいつでも解約できます。この場合、届出の印章、通帳等を持参し、当金庫所定の方法によりお届けください。
- （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は残高証明書の発行を中止し、本契約を解約できるものとします。
 - ① 指定預金口座の残高不足等により所定の発行手数料の引落しができない場合
 - ② 名称、住所その他の届出事項に変更があったにもかかわらず当金庫所定の方法による届出を怠ったため、送付した残高証明書が返送された場合
 - ③ お客さまについて相続の開始があったとき
 - ④ お客さまが当金庫の定める各種規定に違反したとき等、当金庫が必要と認めたとき
- （３）次の各号の一にでも該当し、本契約を継続することが不適切である場合には、当金庫は本契約を解除することができるものとします。
 - ① 申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② その他反社条項等に抵触する行為が確認された場合
- （４）前２項にもとづき当金庫で解約等処理を行った場合、解約等通知は省略します。

6. （通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. （損害の負担等）

本件に関して事故等が発生した場合には、当金庫の責めによるものを除き、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

8. （規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上